

2015.11.2

CSR・ERM トピックス <2015 No.7>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2015 年 9～10 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<知的財産管理>

○特許庁が特許・実用新案審査基準等を全面改訂

（参考情報：2015 年 9 月 16 日付 同庁 HP）

特許庁は 9 月 16 日、「特許・実用新案審査基準」および「特許・実用新案審査ハンドブック」を全面改訂したことを発表した。

「特許・実用新案審査基準」（平成 5 年に公表）は、審査官が特許法などの法律を特許出願の審査において適用するための指針であり、制度利用者（出願者等）が審査実務の理解を深めるために広く利用されてきた。

昨今では、特許権取得の予見性を一層高めるために、同基準の基本的な考え方を簡潔かつ明瞭に記載して欲しい、特許が認められる例と認められない例をバランス良く提示して欲しい等の要望が挙がっていた。また、本基準の考え方が新興国等における審査基準にも用いられるようになれば、他国での権利取得も行いやすくなる、との要望もあることを踏まえ、同基準・同ハンドブックを全面改訂した。

改訂のポイントは以下の通り。

- 基本的な考え方や審査官の判断手法をより明確な論理構成で説明することにより、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものにした。
- 特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら、「特許・実用新案審査ハンドブック」において事例（372 件）や裁判例（193 件）を充実させた。
- 図表を活用し、一文を短文化するなどして、記載を簡潔かつ明瞭にした。

<雇用慣行>

○改正労働者派遣法が施行

（参考情報：2015 年 9 月 30 日付 厚生労働省）

2015 年 9 月 11 日、改正労働者派遣法が成立し同月 30 日に施行された。厚生労働省・都道府県労働局が発行している『平成 27 年労働者派遣法改正法の概要』によれば、改正法の主なポイントは下表の通りとなっている。

改正ポイント	改正の内容
労働者派遣事業の許可制への一本化	特定労働者派遣事業（届出制）と一般派遣労働者派遣事業（許可制）の区分が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となる。ただし、経過措置あり。
労働者派遣の期間制限の見直し	改正前のいわゆる「26 職種」への労働者派遣に期間制限を設けない仕組みが見直され、すべての業務で以下の 2 つの期間制限がかかることとなる。ただし、例外的に期間制限がかからないケースも存在する。 1. 事業所単位の期間 制限派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは 3 年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。 2. 個人単位の期間 制限派遣先の同一組織単位（課）における同一の派遣労働者の受け入れは 3 年を上限とする。
キャリアアップ措置	派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、①段階的かつ体系的な教育訓練および②希望者に対するキャリア・コンサルティングの実施が義務付けられる。
均衡待遇の推進	派遣労働者と、派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るため、派遣元事業主と派遣先において、労働者の均衡待遇確保のための措置が強化される。 【派遣元事業主】 ・均衡を考慮した待遇の確保（従前からの責務） ・待遇に関する事項等の説明（新設された責務） 【派遣先】 ・賃金水準の情報提供の配慮義務 ・教育訓練の実施に関する配慮義務 ・福利厚生施設の利用に関する配慮義務 ・派遣料金の額の決定に関する努力義務
労働契約 申込みみなし制度	派遣先が違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申し込みをしたものとみなされる（平成 24 年改正に基づき、平成 27 年 10 月 1 日から施行）。
その他の内容	派遣元事業主および派遣先が、派遣労働者の適切な処遇、管理を行うため、以下のような講ずべき措置が設けられている。 【派遣元事業主】 ・労働者派遣事業報告書 ・労働・社会保険の適用の促進 【派遣先】 ・適切な苦情処理 ・派遣労働者のキャリアアップ支援 ・日雇派遣の原則禁止（例外は政令で規定） 【共通】 ・管理台帳記載事項の追加 ・安全衛生に関する措置

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

を参考にインターリスク総研作成

<ワーク・ライフ・バランス>

○厚生労働省が「イクボスアワード 2015」の受賞者を発表

(参考情報：2015 年 10 月 2 日付 同省 HP)

厚生労働省は 10 月 2 日、「イクボスアワード 2015」の受賞者を発表した。

同省は、多くの男性が育児休業の取得を希望していながら取得率は低率（2.3%）にとどまっている現状や、日本の男性の家事・育児の時間が他の先進国と比べて最低水準であることによる出生率への悪影響（子供を持つことへの躊躇、妻の就業維持に対する悪影響）を問題視し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」を推進している。

その一環として、模範となる企業を表彰する「イクメン企業アワード」とあわせ、昨年より、育児を積極的に行う男性部下の“仕事と育児の両立”を支援する管理職（イクボス）を表彰する「イクボスアワード」を導入した。

2 度目となる今回は、丸井、ニフティ、医療法人寿芳会 芳野病院の社員等がグランプリを受賞した。

同アワードの評価項目と、この度評価された取組の具体的内容は以下の通り。

改正ポイント	改正の内容
部下に対する支援 (部下の育児と仕事の 両立への配慮・工夫)	・復職の不安解消等を目的とした育休復職者の面談や、短時間勤務者も参加できる時間での会議設定など、部下の状況に配慮してきめ細やかな対応を実施 ・育児中の社員が多く在籍することが競争力の源泉であると捉え、働きながら子育てを行えるスマートフォンアプリを活用
業務効率 (業務効率を上げるための工夫)	・短時間勤務社員や在宅勤務社員を積極的に部内に受け入れ、当該社員だけでなく部全体に効率的な働き方を浸透させる ・経営者としてリーダーシップを発揮し、複数種類の勤務シフトや、マニュアル整備による業務の標準化など、職員の多様性に対応しながら業務効率を上げる取組を推進
管理職のワーク・ライフ・バランス (自らの仕事と生活の充実)	・自ら残業しない姿勢を見せることが風土づくりにつながるとし、定時退社を実践 ・自らが育児短時間勤務制度を活用し積極的に子育てを行うとともに、地方在住の親を東京に呼び寄せる形で介護も開始し、「育児」「介護」と仕事の両立を実践

(厚生労働省 HP 掲載「(資料 2) イクボスアワード 2015 受賞者の紹介」を基にインターリスク総研作成)

海外トピックス：2015 年 8～9 月に公開された海外の CSR・ERM に関する主な動向をご紹介します。

<CSR 調達>

○ネスレが全世界のキットカットを 100%持続可能なカカオだけで製造へ

(参考情報：2015 年 8 月 31 日付 同社 HP)

ネスレは 8 月 31 日、2016 年の第一四半期より、世界で販売している全てのキットカットを、持続可能な原料と確認できたカカオのみを使用して製造する計画を発表した。

同社は、既に一部地域においては第三者認証を受けた持続可能なカカオのみを使用してキットカットを製造してきたが、今回の発表は全世界へ対象を拡大するものであり、この試みはグローバルなチョコレートブランドとして世界初となる。

同社は、「ネスレ・カカオ・プラン*を通じて 2017 年までに 15 万トンの持続可能なカカオを生産する」と表明しており、本取組もその一環として推進する。

* ネスレ・カカオプラン

カカオ生産者の生活改善とネスレの仕入れるカカオの品質向上を目的とする取組。具体的な活動としては、カカオ農園の経営支援や児童の就学支援、高価格での買い取りなどがある。

<環境>

○国際標準化機構が ISO14001：2015 年版を発行

(参考情報：2015 年 9 月 15 日付 国際標準化機構 HP)

国際標準化機構は 9 月 15 日、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001：2015 年版を発行した。

ISO14001 は 1996 年に発行され、2004 年の定期改訂を経ており、今回は二度目の改訂となる。本改訂にあたり、今後 3 年間の移行期間が設けられ、その間に ISO14001：2004 年版での認証取得企業は新たな規格に移行する必要がある。今回の改訂は 2004 年の改訂とは比べものにならないほど大きな改定となっている。

改正のポイントは以下の通り。

- ①他の ISO マネジメントシステム規格との章立ての共通化や、中核となる要求事項・用語及び定義の共通化が図られたため、それが ISO14001:2015 にも適用された。
- ②戦略的な環境管理、そして ISO14001:2015 と事業プロセスの統合を促している。
- ③ISO26000 (社会的責任の手引き) との整合性が図られ、環境方針には「汚染の予防」に加え、適宜「持続可能な資源の利用」、「気候変動の緩和と適応」及び「生物多様性と生態系の保護」を盛り込むことが規定された。
- ④ISO26000 や GRI サステナビリティ・レポーティングガイドライン第 4 版 (G4) 同様、バリューチェーン全体に視野を広げ、かつステークホルダーをより重視する姿勢が求められている。

<サステナビリティ>

○GRI が「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のガイド”SDG Compass”を公表

(参考情報：2015 年 9 月 26 日付 同組織 HP)

GRI (グローバル・レポーティング・イニシアティブ) は 9 月 26 日、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」*のガイド”SDG Compass”を公表した。

同アジェンダに掲げられている開発目標を達成するには、加盟国・NPO や NGO ・民間企業・

各種学会・国連機関等の組織間の相互連携が不可欠とされている。

同ガイドは「大規模な多国籍企業」を対象に、各企業の SDGs への理解を深め、自社の事業戦略において SDGs の 17 項目の目標を達成ための道標を示すことを目的に策定されており、以下の 5 つのステップで解説している。

STEP1:SDGs の理解	最初のステップとして、以下の各項目について SDGs を解説 ・ SDGs とは？ ・ 事業における SDGs の位置付け ・ 事業における基本的な責任
STEP2:優先度の定義	SDGs に関わる対応の優先順位を設定するにあたり、以下について解説 ・ 調達から販売、利用、廃棄までの一連のバリューチェーンにおける SDGs が関わる局面を洗い出し ・ 評価の実施 ・ 対応の優先順位の設定
STEP3:目標設定	STEP2 で設定した優先順位に基づいた目標設定の一連の流れを解説 ・ 目標範囲の設定と KPI の選定 ・ 数値目標の設定
STEP4:事業への統合	設定した目標を事業戦略に落とし込む流れを解説 ・ 経営による意思決定 ・ 組織内各部門への目標の浸透 ・ パートナシップの醸成
STEP5:情報開示と コミュニケーション	情報開示等の方法について解説 ・ 効果的な報告とコミュニケーション ・ SDG の実行を通じたコミュニケーション

* 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

世界の持続可能性を確保するために、2030 年までに解決すべき課題について目標を定めたもの。具体的には以下 17 の目標を掲げている。

- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への、包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性のエンパワーメントを行う
- 目標 6 すべての人々の衛生的な水の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
- 目標 9 レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する

- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「当社では海外進出を計画しています。海外には日本とは異なる様々なリスクがあり、情報収集が不可欠といわれますが、具体的にどのような情報を収集すればよいのか、情報収集の手段はどうすればよいのかについて教えてください。」

Answer

1. 情報収集すべき事項

海外進出の計画時には、少なくとも以下の点について情報収集を行っておくことが不可欠です。

(1) 政治・経済

企業が事業活動を展開する上で、進出先の政治・経済の安定は欠かせません。しかし、特に新興国の場合、日本に比べて政治・経済が不安定である場合が多く、戦争・内乱、政権交代に伴う経済政策の変更などにより、日本企業が撤退を余儀なくされるケースもあります。進出国の政治体制や過去の政権交代の状況、政治勢力の動向、近隣との外交関係について把握しておくことが重要です。

また、国の経済規模を示す GDP や成長率、物価指数等、進出国の経済にかかる基礎情報を把握しておくことも併せて重要です。

(2) 治安

海外の大半は日本に比べて治安が悪いといわれています。市民を無差別に巻き込むテロや、殺人・強盗・誘拐など駐在員や出張者の生命・身体にかかわるリスクが高い国・地域ほど、赴任者の安全確保に万全を期す必要があります。あらかじめ進出国における軽犯罪（スリ、窃盗等）や凶悪犯罪（殺人、誘拐等）の発生状況と手口、治安の悪い地域を把握しておくことが重要です。

(3) 社会（慣習、文化、宗教など）

進出国の慣習、文化、宗教などの「社会」に関する理解は、同国のパートナーや取引先、現地採用スタッフとの良好な関係を築く上で不可欠です。過去にはこれらに関する理解不足により、取引先やスタッフとの関係が悪化したケースが多数発生しています。進出国の民族構成、宗教上の慣習やタブー、生活慣習、商慣習に加え、実際のトラブル事例等もあらかじめ把握しておくことが重要です。

(4) 法規制

海外には日本と異なる法規制が多数あります。しかし事業を展開する以上、当該国の法規制を知らなかった、では済まされません。以下、企業規模や業種に関わらず、最低限確認すべき主な法規制を記載します。

① 外資規制

外資規制とは、外国企業への出資比率に関する規制など、国内企業への外国資本に対する規制です。国ごと、業種・事業内容ごとに規制や手続き方法が異なるため、必ず詳細に確認しておくことが重要です。

② 税制

税務手続きは、地域によっては手続きが煩雑、規制が頻繁に改正される、地域や税務担当官によって執行に差があるなど、海外進出企業にとって課題となっています。あらかじめ進出国の税制はもちろん、過去のトラブル事例を把握しておくことが重要です。

③ 労働法

現地で従業員を雇用する場合、必ず確認しなければならないのが労働法です。賃金、労働時間、社会保険等の基本的な項目の他にも、宗教に関連した規定（お祈りの時間を与えなければならない等）がある国もあります。また、アジアの一部の地域では、労働法の整備や最低賃金の上昇に伴い、労働争議が増加していることが海外進出企業の課題の一つとなっています。法規制とあわせて、過去のトラブル事例も把握しておくことが重要です。

④ 取引に関する法律

取引に関する法律として、競争法や贈収賄防止に関する法律などがあります。いずれの法律も欧米諸国では厳しく運用され、日本企業が摘発されるケースも増えています。加えて、最近ではアジア各国でもこれらの規制が整備されつつあります。また、注意すべきはいずれも「域外適用」（自国の法令を自国外の事象にまで拡大して適用すること）がなされる可能性があるということです。基本的な法律の概要と禁止行為、進出国における違反行為の実態を把握することが重要です。

⑤ 知的財産権に関する法律

知的財産権とは、特許権、意匠権、著作権、商標権、商号などの総称です。海外で自社製品を販売する場合、すでに第三者によって商標が登録されていた、等の侵害事例が過去に多数発生しています。特に新興国では、そもそも知的財産に関する法制度の整備が遅れており、知的財産保護に関する意識自体が乏しい国・地域もあります。進出先の知的財産に関する法律と手続はもちろんですが、法制度の整備が不十分な国・地域における対応方法についても把握しておくことが重要です。

(5) インフラ・物流

電気、水、通信、交通網などのインフラ整備の状況は、進出国における事業所や工場などの拠点運営はもちろん、自社製品の流通などを考える上でも極めて重要な要素です。国によっては停電が頻繁に発生する、道路状況が悪く物流が滞るなどの障害がある地域もあり、インフラに関する各種情報の把握は必須です。

(6) 資金調達

資金調達の方法についてもあらかじめ確認しておく必要があります。資金調達の方法としては、一般的に資本金（親会社からの資本金送金）と借入金に分かれます。後者の場合はさらに親子ローンと現地借入に分かれますが、親子ローンの場合は実行に関する規制の有無、現地借入の場合は現地通貨の金利水準、長期ローンの可否等について確認しておくことが重要です。

(7) 衛生・医療

海外では日本に無い風土病が存在しており、しかも日本に比べ、衛生状態や医療事情が悪いことが多く、これらに関する状況を確認しておくことは不可欠です。現地の衛生状態や流行病、風土病、かかりやすい感染症の有無を確認するとともに、予防接種の可否についても確認が必要です（予防接種を受けていることが入国の条件になっている国もあります）。併せて現地で十分な医療が受けられるのか、拠点の近隣に設備の整った病院があるのか、等を把握しておくことが重要です。

(8) 自然災害

日本は海外と比べても自然災害の多い国といえますが、海外では、そもそも国・地域における防災対策が十分進んでいないために、ひとたび大規模な自然災害に見舞われると、事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。進出する国、できれば地域単位で、想定される自然災害の種類や被害想定などを把握しておくことが重要です。

2. 情報収集の方法

(1) 公開情報の活用

上記のような情報を収集するにあたっては、様々な機関が情報を公開しています。

サイト名	URL	概要	(1) 政治・経済	(2) 治安	(3) 社会	(4) 法規制	(5) インフラ・物流	(6) 資金調達	(7) 衛生・医療	(8) 自然災害
外務省（国・地域）	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html	各国の一般事情、政治、経済等の情報を掲載。	○							
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/	テロ、感染症等国別の情報および渡航注意を掲載。		○	○				○	
厚生労働省検疫所	http://www.forth.go.jp	各国で留意すべき感染症や予防接種に関する情報を掲載。							○	
日本貿易振興機構	https://www.ietro.go.jp/	各国の事業展開に関する法規制、市場情報等を掲載。	○			○	○	○		
国際協力機構「国別生活情報」	http://www.jica.go.jp/seikatsu/index.html	各国の生活情報を掲載。		○	○				○	
JICA 図書館ポータルサイト	https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/index.html	各国の生活情報、医療情報、各種指標等を掲載。	○	○	○				○	

[illegible]

(2) 専門書、セミナーの活用

上記項目に関する専門書籍や専門家が実施するセミナーから収集する方法があります。いずれについても情報が最新か、当該情報が信頼に足るものかを自身で評価し活用することが重要です。

(3) 金融機関の活用

銀行や保険会社等の金融機関では、取引先の海外展開支援策を展開している例が多くあります。中には海外進出企業向けのセミナーや情報提供を無償で実施しているケースもあるため、それらを活用する方法があります。

(4) 専門家の活用

弁護士やコンサルタント等の専門家に情報提供や調査を求める方法があります。調査する項目によって調査期間や費用はさまざまですが、(1)～(3)と比べると高額になることが多いため、自社のネットワークや(1)～(3)からの情報収集を行った上での追加調査や、収集した情報の妥当性の評価など、目的を明確にして活用することがポイントです。

3. 最後に

海外進出にあたっては、上記のリスク情報を可能な限り収集しておくことが不可欠です。しかし、新興国であるほどリスクが高い一方で、十分な情報源が無いことも事実です。また、一度情報を収集しても、時間の経過とともに陳腐化するため、他社事例が自社にとってそのままベストプラクティスになるとも限りません。「正解」を求めて情報収集に注力するあまり、ビジネスチャンスを逃しては本末転倒です。

大切なのは、収集した情報を評価・分析し、経営判断の材料とすることです。そのためにも、情報の収集だけではなく、その活用法も含め、外部専門家にアドバイスを受けながら進めていくことも有益といえます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015